

職員の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月28日

鳥取県人事委員会委員長 高 橋 敬 一

**鳥取県人事委員会規則第14号**

職員の旅費等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費等に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、別表及び別表の細目の表示に下線が引かれた条、別表及び別表の細目（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、別表及び別表の細目の表示に下線が引かれた条、別表及び別表の細目（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には、当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、別表及び別表の細目の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、別表及び別表の細目の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後	改正前
(国家公務員の職務の級に相当する職員の職務の級) <u>第15条</u> 略	(国家公務員の職務の級に相当する職員の職務の級) <u>第14条の2</u> 略  (旅行手当を支給する旅行等) <u>第15条</u> <u>条例第30条第1項の人事委員会規則で定める旅行手当を支給する旅行は、水産に関する試験調査、取締り、実習等を目的とする旅行のうち公海上の航海、漁ろう等のためにする旅行（公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸してした旅行を除く。）とする。</u>  <u>第16条</u> <u>条例第30条第2項の規定による旅行手当の額は、定係港（当該船舶が通常停泊し、又は係留すべきものと任命権者が指定した港をいう。以下同じ。）を出港した日から同港に入港した日までの期間について、次の表の目的地（目的海域を含む。以下同じ。）の区分に従い、別表第3に定めるとおりとする。ただし、第1区における1日の航海時間が通算5時間未満の場合には、その定額の5分の3に相当する額（10円未満の端数が生じたときは、8円以上は10円に切り上げ、3円以上8円未満は5円とし、3円未満は切り捨てる。）とし、目的地が第2区、第3区又は第4区の区域にある場合には、最後</u>

に本邦の港を出港した日から目的地を経て最初に本邦の港に入港した日までの期間について、その定額とする。

区 分	航 海 区 域
第 1 区	本邦並びに東経127度北緯22度、東経135度北緯30度、東経143度北緯32度、東経146度30分北緯40度、東経150度北緯44度、東経146度北緯48度、東経140度北緯48度、東経135度北緯40度、東経130度北緯38度、東経126度北緯34度、東経126度北緯30度、東経122度北緯27度及び東経122度北緯22度の各点を順次に直線で結んでできる折線に囲まれた区域で定係港の港域（港則法施行令（昭和40年政令第219号）第1条に規定する区域（船員法第1条第2項第2号の港の区域の特例に関する政令（昭和23年政令第164号）に基づきこれと異なる定めがある場合についてはその規定するところによる。）をいう。）及び外国の領海を除いた区域
第 2 区	東経175度、北緯21度、東経110度及び北緯51度の線により囲まれた区域で第1区の区域及び定係港の港域を除いた区域
第 3 区	東経175度、北緯51度、東経134度及び北緯63度の線により囲まれた区域並びに東経175度、南緯11度、東経94度及び北緯21度の線により囲まれた区域（トンキン湾を含む。）
第 4 区	第1区、第2区、第3区及び定係港の港域以外の区域

2 旅行手当は、同一航海において、その区分を異にする2以上の目的地を航海することとなったときは、額の多い方の定額を支給し、天災その他やむを得ない事情によりその区分を異にする目的地に航海することとなったときは、その区分を異にした期間中に限り、額の多い方の定額を支給するものとする。

3 職員が旅行中に退職、免職、失職又は休職となったときは、当該発令後最初に本邦の港に入港した日までの期間について、旅行手当を支給する。

4 旅行手当は、1航海ごとに支給する。

（非常勤職員の費用弁償）

第16条 略

（非常勤職員の費用弁償）

第16条の2 略

(旅費の調整の基準)

第17条 条例第31条第1項から第3項までの規定を適用する場合の基準は、別表第3のとおりとする。

別表第1 (第10条関係)

旅費の種類	添付書類
略	
条例第28条に規定する旅費及び条例第29条の規定により国家公務員の外国旅行の旅費の例によるものとされる死亡手当	(1) 職員が死亡したこと及びその死亡地を証明する書類 (2) 遺族であることを証明する書類
略	

別表第2 (第15条関係) 略

別表第3 (第17条関係)

第1 条例第31条第1項の規定を適用する場合の基準

(1)~(3) 略

(4) 職員が宿泊を伴う旅行をして正午以前に在勤庁に到着した場合又は午後1時以降に在勤庁を出発して宿泊を伴う旅行をした場合には、当該到着した日又は出発した日に係る条例第18条第1項に定める日当定額の2分の1に相当する額を支給しないものとする。

(5) 職員が条例第18条第2項第2号に規定する旅行をした場合で、当該旅行が午後1時以降に在勤庁を出発するものであるときには、同条第1項に定める日当定額の2分の1に相当する額を支給しないものとする。

(旅費の調整の基準)

第17条 条例第31条第1項から第3項までの規定を適用する場合の基準は、別表第4のとおりとする。

別表第1 (第10条関係)

旅費の種類	添付書類
略	
条例第28条に規定する旅費及び条例第29条の規定により国家公務員の外国旅行の旅費の例による死亡手当	(1) 職員が死亡したこと及びその死亡地を証明する書類 (2) 遺族であることを証明する書類
条例第30条に規定する旅行手当	天災その他やむを得ない事情により第16条第1項に規定する区分を異にする目的地を航海したことを証明する書類(同条第2項の規定の適用を受けようとする場合に限る。)
略	

別表第2 (第14条の2関係) 略

別表第3 (第16条関係)

第1区	第2区	第3区	第4区
1,980円	2,175円	2,375円	2,570円

別表第4 (第17条関係)

第1 条例第31条第1項の規定を適用する場合の基準

(1)~(3) 略

(4) 職員が宿泊を伴う旅行をして正午以前に在勤庁に到着した場合又は午後1時以降に在勤庁を出発して宿泊を伴う旅行をした場合(前2号及び次号の規定の適用を受ける場合を除く。)には、当該到着した日又は出発した日に係る条例第18条第1項に定める日当定額の2分の1に相当する額を支給しないものとする。

<p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) <u>水産に関する試験調査、取締り、実習等を目的とする外国旅行のうち公海上の航海、漁ろう等のためにするもの（公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸してした旅行を除く。）をした場合には、条例第29条に定める旅費の全額を支給しないものとする。</u></p> <p>(21) 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 条例第31条第3項の規定を適用する場合の基準</p> <p>次に掲げる旅費について、予算の都合により条例に定める旅費を支給することができない場合には、それぞれに掲げる旅費の額まで減ずることができるものとする。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ <u>日当及び宿泊料</u> 条例第18条第1項に定める日当及び<u>条例第19条第1項に定める宿泊料</u>のそれぞれの定額の2分の1に相当する額</p>	<p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>第2 略</p> <p>第3 条例第31条第3項の規定を適用する場合の基準</p> <p>次に掲げる旅費について、予算の都合により条例に定める旅費を支給することができない場合には、それぞれに掲げる旅費の額まで減ずることができるものとする。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ <u>日当、宿泊料及び旅行手当</u> 条例第18条第1項に定める日当、<u>条例第19条第1項に定める宿泊料及び別表第3に定める旅行手当</u>のそれぞれの定額の2分の1に相当する額</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の旅費等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。